

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 19 年 2 月 21 日（水曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 相澤 耀司

副委員長 寺澤 正志

委員

佐藤 恵子 委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

昌浦 泰己 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

行政管理課長 伊藤 敏明

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○相澤委員長

おはようございます。

きのうは遅くまで慎重審議御苦労さまでございました。きょうもよろしく願いいたします。

補正予算特別委員会 2 日目でございます。早速本日の特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会を開きます。

なお、当局より行政管理課長の出席を求められておりますので、それを許可します。

- 議案第 25 号 平成 18 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

○相澤委員長

次に、議案第 25 号 平成 18 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 116 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目医療給付費で 5,670 万円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 3 億 861 万 3,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額が 3 億 1,000 万 6,000 円で推移し、約 0.5%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 37 億 6,005 万 9,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

2 目医療費支給費で 1,000 万円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 221 万 7,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額は 283 万 6,000 円で推移し、約 27.9%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 3,661 万 3,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

3 目高額医療費で 441 万円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 205 万 7,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額は 232 万 3,000 円で推移し、約 12.9%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 2,910 万円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

次に、114 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金で 1,525 万 3,000 円の増額補正でございます。これは、支払基金の医療費交付金でありまして、歳出で御説明申し上げました医療給付費の増額分に対するものであります。

2 款 1 項 1 目医療費負担金で 2,004 万 6,000 円の減額補正でございます。これは、歳出の医療給付費の増額があれば、この医療費負担金も増加することになるのでございますが、昨年 11 月に国庫負担金の変更申請が完了しておりまして、その申請額と同額にさせていただいたものであります。

3 款 1 項 1 目県負担金で 501 万 2,000 円の減額補正でございます。これも国庫負担金と同様に、昨年 11 月に県負担金の変更申請が完了しておりまして、その申請額と同額にするものであります。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 7,896 万 7,000 円の増額補正でございます。これは医療給付費等の増額に対する市の負担金の増額と、医療給付費を一たん一般会計からの繰り入れで賄うためのものであります。

6 款 2 項 1 目第三者納付金で 194 万 8,000 円の増額補正でございます。これは 5 名分の実績に基づいて計上するものであります。

次に、110 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正の追加でございます。

このレセプト点検業務につきましては、年間業務委託でありまして、業務開始が 4 月 1 日からになりますので、年度中に契約の事務処理等を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 25 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 26 号 平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○相澤委員長

次に、議案第 26 号 平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○松戸介護福祉課長

それでは、資料 2 の 138 ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出から御説明を申し上げます。

まず、1 款 1 項 1 目一般管理費で 509 万 9,000 円の補正をするものでございます。これは平成 20 年度からの医療制度改革による特別徴収一本化に伴い、介護保険関係の情報を提供するための電算システム改修業務委託料でございます。

なお、国庫補助が平成 18 年度分として交付されることから、今回、補正予算を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費で 34 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。これは塩釜地区消防事務組合で実施しております認定審査会に要する経費の減額でございますが、消防事務組合予算の減額補正に伴いまして、平成 18 年度負担金が減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 4,500 万円の減額補正をするものでございますが、これまでの給付実績から、通所リハビリ及び短期入所サービス、住宅改修等において最終見込みに減額が見込まれることから、差額分を減額するものでございます。

2 目地域密着型介護サービス等給付費で 3,000 万円の増額補正をするものでございますが、これまでの給付実績から、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護において、不足が見込まれることから追加をするものでございます。

3 目施設介護サービス等給付費で 3,600 万円の減額補正をするものでございますが、これまでの給付実績からの最終見込みにより、老人保健施設で増加しているものの、特別養護老人ホームでは 6 人程度減少、介護療養型医療施設で 9 人程度の減少が見込まれることから、減額をするものでございます。

4目居宅介護サービス等計画給付費で1,500万円の増額補正をするものでございます。これはケアプラン作成に伴う給付費でございますが、介護報酬の改正等によりまして、予算に不足が見込まれることから、追加をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目高額介護サービス費で600万円の増額補正をするものでございます。これは当初見込みより件数においても増加しており、また、制度改正によりまして、利用者負担段階2段階の負担額が引き下げられたことにより給付費が増額したことから、最終見込みによって総額を追加するものでございます。

○鈴木介護支援室長

次のページをお開きください。

4款1項1目特定高齢者施策事業費で161万9,000円の減額補正でございますが、これは育児休暇に伴う保健師の代替臨時職員を募集したところ、年度途中での採用になったための執行残によるものです。

次のページをお開きください。

4款2項1目包括的支援事業費で31万2,000円の減額補正でございますが、1、包括的支援事業職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

2、地域包括支援センター運営に要する経費8節報償費ですが、これは地域ケア会議の開催日数が減ったための執行残によるものです。

同じく、2目任意事業費で6万5,000円の減額補正でございますが、8節報償費で、昨年11月28日に文化センター大ホールで行いました川島隆太教授の講演会の執行残によるものです。

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

5款1項1目基金積立金で688万円の補正をするものでございます。これは給付費の減額補正による元金積み立てとして675万6,000円及び利子積み立てとして12万4,000円の追加でございます。

なお、補正予算の積み立て後の基金現在高は1億6,695万9,000円となる予定でございます。

以上で、保険事業勘定の歳出の説明を終わります。

次に、130ページにお戻り願いたいと思います。

歳入を御説明申し上げます。

3款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分で420万円の減額補正でございますが、介護給付費の減額に伴い、国庫負担金が3億7,716万円となりますので、計上済額との差額を減額するものでございます。

2項1目調整交付金の1節現年度分で83万1,000円の減額補正でございますが、これも介護給付費の減額に伴い、5,843万4,000円の交付額となりますので、計上済額との差額を減額するものでございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 40 万 5,000 円の減額補正でございますが、これは介護予防事業費の減額に伴い、交付金が 329 万 7,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で 17 万 3,000 円の減額補正でございますが、これも事業費の減額によって、交付金が 1,113 万 5,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目 1 節介護保険システム改修事業費補助金で 143 万 6,000 円の増額補正でございますが、本年度の制度改正及び後期高齢者医療制度等の実施に伴うシステム改修に対する補助金ですが、金額の確定によりまして、当初計上額との差額を補正するものでございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金の 1 節現年度分で 930 万円の減額補正をするものでございます。これは介護給付費の減額に伴い、支払基金交付金が 6 億 5,396 万 4,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

2 目地域支援事業支援交付金の 1 節現年度分で 50 万 2,000 円の減額補正をするものでございます。これは介護予防事業の減額に伴い、交付金が 408 万 9,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 555 万円の減額をするものでございますが、これも介護給付費の減額に伴い、県負担金が 3 億 844 万 6,000 円となることから、計上済額との差引額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 20 万 3,000 円の減額補正でございますが、介護予防事業費の減額に伴い、交付金が 164 万 8,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で 8 万 7,000 円の減額補正をするものですが、これも事業費の減額に伴い、交付金が 556 万 7,000 円となることから、計上済額との差額を減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節利子及び配当金で 12 万 4,000 円の補正をするものでございますが、介護保険財政調整基金から発生した利子について、最終見込みによりまして計上済額との差額を追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 247 万 6,000 円の減額補正をするものでございます。

1 節介護給付費繰入金として 218 万 6,000 円の減額ですが、給付費の減額に伴う一般会計負担分として 375 万円の減額及び事務費繰入金として、システム改修等の増加によって 156 万 4,000 円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）で 20 万 3,000 円の減額補正でございます。これも介護予防事業費の減額によりまして、当初計上済額との差額を減額するものでございます。

3 節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で 8 万 7,000 円の減額補正でございます。これも事業費の減額によって、当初計上済額との差額を減額するものでございます。

9 款 2 項 3 目雑入で 180 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成 17 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業で生じた決算剰余金を 2 市 3 町の負担割合に応じ、過年度返還金として歳入するものでございます。

以上で保険事業の歳入の説明を終わります。

次に、本資料の 125 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費でございます。

1 款 1 項総務管理費、介護保険システム改修事業でございますが、予算の執行が平成 19 年度になることから、あらかじめ繰越明許費を設定するものでございます。

次に、126 ページでございますが、第 4 表、債務負担行為補正（保険事業勘定）で、ファクシミリ保守点検業務委託から自動車借上料までの 7 件を追加するものでございます。これはいずれも 19 年 4 月 1 日からの業務委託契約を締結するもので、契約等の事務が 18 年度中になることから、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

○鈴木介護支援室長

続きまして、介護サービス事業勘定の補正予算の説明をさせていただきますので、158 ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 28 万円の減額でございます。これは介護予防事務を行う非常勤職員の保健師を募集したところ、年度途中での採用になったための執行残によるものです。

次のページをお開きください。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費で 1,965 万 5,000 円の減額補正でございます。これは 13 節委託料で介護予防ケアプラン作成業務委託料ですが、昨年の当初予算作成段階では、報酬単価の見直しや事業内容の詳細が示されておらない状況下での予算計上となったために、当時の 1 件当たりの単価を単価 8,500 円をもとに予算を計上し、また、ケアプランの委託件数も、国から示されていた要支援者の出現率をそのまま採用し、年間 2,940 件で予算計上したものでございます。

その後、当初予算の議会開催中になります。平成 18 年 3 月になってから、1 件当たりの単価が 4,000 円の告示がなされたこと、また、ケアマネジャーへの受託件数が 1 人当たり上限 8 件と制約が設けられたことに伴い、当初の予定と大きくかけ離れたものとなりました。

今回は、12 月までの実績をもとに見直しを行った結果、1,965 万 5,000 円の減額補正となったものでございます。

156 ページにお戻りください。

歳入の御説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入 2,282 万 7,000 円を減額するものです。これは、ただいま歳出で御説明いたしました介護予防サービスのケアプラン作成に係る収入でございますが、1 件当たりの報酬単価及び要支援者の発生者数が大幅に減少したため、これまでの実績に基づき見直しを行った結果、2,282 万 7,000 円を減額することになったものでございます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 289 万 2,000 円を増額するものです。これは、ただいま介護予防サービス等計画費収入の減額説明をいたしましたが、この収入の充当先として非常勤職員の人件費を見込んでおりましたが、歳入が減額になったことから、非常勤職員等の人件費相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、126 ページにお戻りください。

第 5 表、債務負担行為補正の追加でございますが、この介護予防ケアプラン作成業務委託は、要支援者 1、2 の方のケアプラン作成業務を、平成 19 年度も引き続き民間の居宅支援事業所に委託するもので、1 件当たりの単価契約を行うものです。

期間並びに限度額については記載のとおりでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○伊藤(功)委員

142 ページの、保険給付費の関係について伺います。新年度から制度が変わりまして、軽度の方に対するベッドの使用が制限をされてしまったわけです。実際使われたときにどういう効果があったかということ、上下や起きたりなどすることによって、一定の軽い介助で自立的な生活をする上で大きな役割があったわけです。これが新しい介護認定制度になって、要支援、要介護 1、2 となると、使用できなくなったということで、この新年度になってからもですけれども、やはり地域から、それを使えることによって、本人のみならず、介護をしている方にとっても非常に効果があったのに、なぜ取り上げたのだということがありまして、これについては使えるようにすべきだということで、いろいろなところで訴えてきたわけですが、これの改善は、国の動きも含めてどうなるのか伺いたいと思います。

○鈴木介護支援室長

ただいまの御質問は、軽度の方ということで、要支援 1、2 の方のことだと思いますが、今回の大きな改正は、いわゆる軽度の方々に過剰なサービスを提供することで、より重度の介護に移行してしまうことを抑えようとしたことが、改正の趣旨でございます。

したがって、国の方から、車いすであるとか、それから今のベッドの問題というふうなことについては、使用を制限される法改正が行われたわけですが、私どもといたしましては、急激な法改正はやはりサービスの低下につながるということもございまして、

市の保健師が直接そういった方に、利用を希望なされている方につきましては、市の保健師が直接訪問をして、なおかつ担当のケアマネジャー、医師、家族の方と十分に相談をさせていただきまして、決してすべてをお断りしているわけではなく、本人にとって本当に必要な方については、これまでもベッドの使用を認めております。

ただし、やはりベッドを使用することで介護度が増す、もしくはもう実際に寝起きができるという方が、たまたま自己都合、便利のためにのみ使用するというのは、逆効果を招くというふうなことで、十分御家族の方、本人と協議をさせて、了解のもとでさせていただいているというのが現状でございます。

なお、国の方からの方針といたしましては、やはりこの締めつけがちょっときつかったのではないかということで、その辺もうちちょっと柔軟に対応するような法改正の準備が進められておりますが、今現在、その内容についての通知はまだ来ておりませんので、この場では申し上げられないと思います。

○伊藤(功)委員

この件については、厚生労働省で、19日に開いた会議で、医師の意見書に基づいて、利用できるように今後するという事になったそうです。要するに、介護担当者会議で報告されているということですので、積極的に対応していただきたいと思います。

○鈴木介護支援室長

今の委員の、要望だということだと思いますが、法改正がなされた後も、いわゆる本人の身体状況に対応して、認められたものは、もうそれはそれできちんと手当てしていきたいと思っておりますし、仮に主治医の方の意見書の中で記載がされていなかったとしても、必要な方については、私どもはきちんと提供していきたいというふうに考えております。

○小林委員

143ページの、今のところとちょっと似ているのですが、居宅サービスの給付が減額になっていきますね。確かにいろいろあったようですが、当初予算と、この減額になった、見通しと言いましたけれども、なぜこのように減額になってきたのか。普通に考えると、減額よりはふえるような傾向にあるはずなのですが、その要因はどこに、原因というか要因があるというふうに見ておられるのでしょうか。

○松戸介護福祉課長

それでは、居宅サービスの主な減の要因について御説明申し上げたいと思います。

まず、最もことしの特徴的な減の要因といたしましては、住宅改修サービスにおいて、件数が大幅に減額をしております。これにつきましては、昨年までは大分伸びていたわけでございますけれども、住宅サービスそのものが、介護認定になってから、1回しか利用できないサービスということで、昨年までの利用状況からして、ほとんどの方がもう既に利用されているという形で、今回大幅な減額になったということに思われます。

それから、回数としては通所リハビリ関係で減が見られます。それから、福祉用具販売、これにつきましても、やはり住宅改修と同じような形で今回大幅な減が見込まれます。それから、短期入所生活介護でございますけれども、これは一昨年10月から滞在費、食事費が一部自己負担化されております。

それから、昨年、市内に1カ所設置希望がありまして、事業計画が進められた経緯がございます。その分も含めて、見込んで予算を計上していたわけでございますけれども、その施設が整備されなかったということで、予算よりも減額となっております。

それから、もう一つのサービスといたしましては、特定入居者生活介護、いわゆる有料老人ホームでございますけれども、昨年4月、市内に1カ所整備されまして、ある程度の入居者を予定して予算を計上したわけでございますけれども、なかなか入居が進まなかったということから、居宅介護サービスが減額になったということだと思われまます。

○小林委員

そうですか。制度が変わったことと余り関係がなかったような話ですが、それで、今の話で、市内の施設を見込んでいたという話ですが、ちょっとそこは、近々に、その後、その展望などはどうなのですか。もしわかっていたらその後の状況を、できるものなのか、できないものなのかということ伺います。

それから、もう一つは、2番目の、その認知症型が不足だということで、地域密着型のことを言いましたけれども、確かに今、認知症はふえているようなので、これはこれで十分対応できるのかどうかという点です。その2点について伺います。

○松戸介護福祉課長

1点目の、施設の整備、今後のその短期入所生活介護の今後の整備でございますけれども、御存じのように、平成18年度から地域密着型サービスが新設されまして、この2目の方の地域密着型介護サービスに今移行しているということでございまして、この短期入所生活介護、平成18年度、整備が途中でなくなったということでございますけれども、今後整備する予定は聞いてございません。

それから、2目の方の地域密着型サービスでございますけれども、今回の補正増要因につきましては、平成18年度から地域密着型ということで、市内の住民だけが使える施設、サービスということになりました。

それで、市内には地域密着型サービスといたしましては、認知症対応型のデイサービス1カ所、それからグループホームが3カ所ございます。これらの利用者につきまして、前年度までは他市町村の方も利用できたわけでございますけれども、平成18年度からは多賀城市内の住民しか利用できない施設になったということで、予算の給付費が増加しているという要因がございます。

それで、第3期事業計画の中では、今整備されていない小規模多機能型地域密着型のサービス、それから、平成19年度は小規模の特別養護老人ホーム1施設ということで計画を立てておりまして、18年度は公募したわけでございますけれども、残念ながら18年度は応募する事業者がいなかったという状況でございます。これにつきましては、19年度も引き続き募集をしながら、整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○小林委員

後段の方で、認知症がふえていて、これはほかでもない自分のことで、自分の家のことを見て、きっとよそもひどいだろうなというふうに思っているわけです。

ですから、恐らく私の家みたいなケースもいっぱいあって、その昼間は認知症のお年寄りだけで家にいなければならないと。1週間のうち、もっと本当は行ってほしいのだけれども、なかなかあいていないという状況があるものですから、私は、地域密着型ということは、

それはそれでいいことなのですが、現実には抱えている場合を見ると、これは家族は大変だというふうに思って、自分の経験から思うのですが、自分のことだけではなくて、同じように痴呆の人を抱えた家庭は、これは本当に大変だと思っていますので、もうちょっと融通するなり、あるいはもうちょっと認知症の人を受け入れられるような工夫、その境界、確かに自治体ということで境界線を引かなければならないのはあるかもしれませんが、もうちょっと融通がきかないものなのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

○松戸介護福祉課長

施設の整備については、今後やはり補助事業等も含めながら、導入しながら、やはり、これはあくまでも事業者が整備する、市が直接整備するというサービスではございませんので、事業者が参入しやすい環境をつくりながら、募集していかねばならないということと考えております。

○小林委員

それはそうですが、ですから、私が言っているのは、自治体の場所につくることによって、行ける人が今度線引きされるわけでしょう。そうすると、例えば多賀城市につくってもらわなかったら、多賀城市民が基本的に行けないわけです。ですから、そうではなくて、多少はよそでも行けるような工夫というものが必要ではないのでしょうかということなのです。その点での何かいい方法はないのかということを知っているのです。

○松戸介護福祉課長

地域密着型サービスという制度の趣旨からいまして、やはり高齢者が居住空間の中で、地元で介護していけるということが目的でございまして、あくまでもやはり市内の居住者のためのサービスということで新設されておりますので、それらのことについても、やはり市内に整備をするということが第一番目ではないかというふうに思っております。

○小林委員

いいです。ただ、私が言いたいのは、市内の施設にこだわらないで、やはり現実にそういう制度になったときに、制度自身にいろいろな問題を持っているのではないかと。例えば、例えば違うかもしれませんが、高等学校でいろいろあって、学区の問題があります。高等学校も学区が違うとだめだといっても、一応3%条項というのがあって、よその学区にも行けるようにはなっているわけです。

ですから、現実には抱えている場合はどうなのか。私、「保険あって介護なし」という状況が、そういう面であつたらいけないのではないかとこのように思っているのです。ですから、そこを何とか今の制度の、一応考え方はわかります。ですけれども、そこには一定の問題を持っているわけです。それはやはり過渡的な段階であるなら、一定の工夫をしていくことが必要ではないのかというふうに思って、そういう提起をしているのです。これはやはり制度上の問題ですから、少し融通をきかせるなり、検討するなりやっていただきたいというふうに思っております。これは要望ですから、そうしていただきたいというふうに思います。

それから、同じく施設介護の点について伺いますが、施設の方で、先ほど老健の方はふえているようだけれども、特老とその介護の方が減というふうなことですね。これは、その待機者の関係でいきますと、これも見込みとの関係でしょうけれども、待機者との関係でいくとどんなふうな状況になっておられるのでしょうか。

○松戸介護福祉課長

現在、特別養護老人ホームの待機者の状況でございますけれども、昨年12月末現在の数字でございますけれども、特別養護老人ホームの待機者については、市内で132人でございます。

この内訳でございますけれども、在宅で待機されている方が66人、それから老人保健施設で待機されている方が43人、その他、これは入院などの病院等の待機だと思っております、これは23名という内訳になってございます。

○小林委員

100人台というのは相当な数だというふうに思います。それで、どのくらい、これはどのくらい待機しているかとか、もしそういう状況などがわかれば、最長どのくらいかとか、この人は何年くらい在宅で待っているとか、やはりそれは深刻さを、私は担当する課が、保険のそろばん勘定だけすればいいというものではなくて、本当に、私、先ほど前段で認知症の問題を話しましたが、そういう実態をよくつかんでおいて、本当に事態がどうなのだというのをよく知ることが、私は業務として非常に大事だというふうに思っているのです。

ですから、待機でどのくらい、一番長い期間待っている人はどうなのだというのも含めて、もし掌握されているなら、私はぜひ掌握していただきたいというふうに思っているのですが、その点はいかがですか。

○松戸介護福祉課長

御質問の趣旨はよくわかりますけれども、現在何年くらいの待機が最高かというのはちょっと把握はしてございません。

ただ、何回か委員会の席上でもお話し申し上げているように、やはり優先入所基準なりをつくって、本当に必要な方には優先的に入所していただくという方向を、今、特別養護老人ホームの方でもとっておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○吉田委員

介護予防サービスの減額の関係について伺います。

一つは、その要因なのですが、そもそも要支援1に対象者が調査、この認定する業務に当たられた中で、相応のメンバーが少なかったということなのか。

それから、もう一つは、要介護1から要支援1、2に移行するような対象者の関係についての調査なり認定なりの業務、作業の中で、そういう方々も数少なかったのかどうか、その辺の見込みと実績の関連について説明願います。

○松戸介護福祉課長

済みません。ただいまの御質問の趣旨でございますけれども、146ページの介護予防……、地域支援事業の関係でございますか。（「いや、どちらでもいいですよ。介護予防サービスのことです」の声あり）146ページの地域支援事業の関係でございますか。（「いや、156ページです」の声あり）

○鈴木介護支援室長

まず、国の方で、要支援に移行するだろうということで、全国のモデル事業から出されていた計数は約70%ということで、当初、私どもとしましても、その数字しか対応するもと

データがありませんので、国の基準を参考にして、70%で出現率を求めさせていただきました。

現実に、12月現在でいくと約5割、多賀城市の場合は約50%の出現率で、20%ほど下がっております。

その原因というのはまだ追跡調査といいますか、詳細は行っておりませんが、やはり医師会での認定審査の状況、それから、今現在置かれている介護の状況、いろいろなことを考えて、要支援になるのか要介護1になるのかというふうなことで、審査会の方で判断をしている結果が50%だったと。

全国的に見ても、7割を超している出現率というのは非常に少なく、それ以下で抑えられているというふうなことが現状のようでございます。

ただ、国の方では、9月ぐらいのデータしかまだ発表されておられませんので、詳細なことはちょっとわかりません。これから出てくるのではないかとというふうに考えております。

そこから、当初、多賀城市では、400人ほどの要支援者が出現するのではないかとというふうなことで、当初予算を作成させていただいたのですけれども、1月末現在では216名という、ですから、400人に対して今現在50%をちょっと超えていると。これは1月末現在の最新のデータなのですけれども、2月、3月でまだ30名ずつぐらい出てくると思われるので、最終的には6割弱ぐらいの出現率で多賀城市の場合は終わるのではないかとというふうに予測をさせていただきます。

それをもとに、今回減額補正をさせていただいたということでございます。

○吉田委員

わかりました。初めてのケースですから、基礎データがないわけで、見込みを立てて、出現率70%を根拠にせざるを得ないというのは、予算作成段階からよく承知していましたが、実態はこうだということで抑えて、減額修正の扱いをとられたわけですが、今後の見込みのおおよそこの程度だという判断は成り立ちますか。216人の関係の基礎数字のデータを根拠にしたパーセンテージで見ていっていいのかどうかという判断については、どのような見込みを立てておられますか。

○鈴木介護支援室長

やはり今持っているデータしか新年度の予算というのは作成できませんので、それと、新規申請の数であるとか、これまで過去のデータをもとに、来年度平成19年度につきましては、トータルでは420名ぐらいということで、今年度のデータをもとに来年度は推計をさせていただきます。

○佐藤委員

148ページの、包括支援事業のところでお聞きいたします。ことしから始まったわけで、注目をしていたわけですが、どんな内容で、どのぐらいの地域展開があったのかという、どのような内容で活動してきたのかというあたりを。何か聞きますと、思わしくないという国全体の評価があって、これから見直していかなければならないというような方向性も出ているようなのですけれども、そういうところでちょっと現状をお話してください。

○鈴木介護支援室長

まず、一つは、包括支援センター直営で1カ所でやってまいりましたが、どうしてもマンパワーの不足というのが第1点挙げられまして、うちの方の職員そのものも、今年度かなりの時間外で業務に当たってきたわけですが、まず一つは、高齢者の方々のより身近なところで、サービスを提供していく体制づくりが必要だということで、新年度におきましては、包括支援センターを3カ所に分割して、この前も説明をさせていただきましたが、募集をしたところ、1月末までの募集だったわけですが、東西ともに1社ずつ申し込みがありまして、包括支援センター運営協議会で審査したところ、十分対応可能というふうなことで、決定をさせていただきます。

したがって、4月以降につきましては、東の方といいますか、東部の方につきましてはアースサポート株式会社というところが受け持つというふうな形で、事業を委託する予定でおります。

なお、西部地区につきましては、千賀の浦福祉会に委託をしたいというふうなことを考えております。

身近なところで、より柔軟なサービス対応をしていきたいというふうなことを考えております。

2点目といたしましては、いわゆる介護の予備軍といいますか、虚弱になった高齢者の方々を、今回、特定高齢者という名称で呼ぶことになったわけですが、実はこの特定高齢者の把握をする基本チェックプランというのがあるのですが、これが相当厳しくて、なかなか思うように介護予防事業の方が展開できなかったというのが一つの反省点かなというふうなことを考えております。

なお、国の方でも、これは十分反省といいますか、改善を加えまして、4月以降のチェックリストにつきましては、十分緩和された形で、いわゆる幅を広げた形で介護予防に当たれるように、抽出できるように改正するというふうなことで、新聞報道などでも既に伝えられているところですが、実はその内容についてはまだ通知が来ておりません。

そういったことで、新年度はことし平成18年度以上に、より高齢者の方々に密着した形でサービスを提供していきたいと、このように考えております。

○佐藤委員

川島隆太先生の講演会は大分大成功のようでした。とてもよかったというお話を、私も参加者の方からいっぱい聞きましたけれども、介護にさせないための工夫というのは、その業者を使うだけではなくて、みずから、大分前に提案したことがあるのですが、公園に高齢者の方がちょっと出かけて、日光浴しながら少し運動できるかなというようなそういう施設なども少しずつ備えながら、介護予防という観点から市全体でも取り組んでいかなければならないのかというふうに思いますので、その辺の検討もあわせてしていただきながら、頑張っていただきたいというふうに思います。

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。11 時 5 分まで休憩とさせていただきます。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 06 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

- 議案第 27 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○相澤委員長

次に、議案第 27 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 2 の 163 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。

第 2 条第 4 号イ中、配水管改良事業費 2,513 万 3,000 円は、496 万 7,000 円を減額し 2,016 万 6,000 円に改めるものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

1 款水道事業収益 2,144 万 1,000 円を増額し、20 億 8,548 万 5,000 円とするもので、増額の主なものは加入金収益でございます。

次に、支出でございますが、1 款水道事業費用 9,906 万 8,000 円を減額し、18 億 1,243 万 4,000 円とするものです。減額の主なものは受水費、委託料、修繕費等でございます。

164 ページをお開き願いたいと思います。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

第 4 条本文括弧書中、3 億 4,280 万 1,000 円を 371 万 3,000 円減額し、3 億 3,908 万 8,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 896 万円を、23 万 7,000 円減額し 872 万 3,000 円に、建設改良積立金 7,477 万 6,000 円を 347 万 6,000 円減額し、7,130 万円に改めるものでございます。

第 5 条は、債務負担行為でございます。複数年の契約を行うため、予算第 5 条中に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたものでございます。

次に、170 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款 1 項 2 目加入金で 1,860 万円の増額補正でございますが、これは申し込み件数 141 件の増加によるものでございます。

次に、3 目受託工事収益、その他受託工事収益でございますが、115 万 9,000 円の減額補正をお願いするものでございますが、仙台港背後地に係る配水管布設工事の内容変更による減額でございます。

次に、1 款 2 項 4 目他会計負担金、下水道会計負担金で 400 万円の増額補正でございますが、下水道の事務管理負担金として職員 1 名分が増加したことに伴うものでございます。

○長田工務課長

次に、支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用で 9,906 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

1 項営業費用で 1 億 430 万 9,000 円の減額でございます。

1 目原水及び浄水費で 1,880 万円の減額となります。

委託料 800 万円は水質検査業務及び末の松山浄水場運転管理業務委託の執行残となります。

動力費 80 万円は岡田水源での揚水減量の見込みによる減額でございます。

受水費 1,000 万円は、当初予算において広域水道から 1 日当たり 1 万 2,500 立方メートルの受水量で計上しておりましたが、4 月から 11 月までの平均受水量実績が 1 日当たり 1 万 2,050 立方メートルとなったことから、その減量分を減額するものでございます。

2 目配水費で 8,480 万 9,000 円の減額となります。

委託料 4,895 万 4,000 円の主な減額といたしましては、当初予算におきまして、事務の効率化を図るため、マッピングシステム導入委託費用を計上しておりましたが、導入に合

わせまして部内検討会を設けて、各係ごとに日常業務で使用するシステムデータの構築のほか、災害時におきます断水解析や管網の機能を評価する管網解析、あるいは発注方法等につきまして検討したところ、所要の履行期間の確保が難しくなったことから減額し、改めて新年度に予算計上をお願いするものでございます。

修繕費 3,585 万 5,000 円の主な減額といたしまして、市川配水池の耐震化修繕となります。修繕につきましては、年度内に耐震補強設計委託と施工まで行う計画でございましたが、耐震補強詳細設計におきまして、不測の日数を要し、年度内竣工が見込めないことから減額し、改めて新年度に予算を計上するものであります。

不測の理由といたしましては、補強工事を施工する際、配水池の水を抜いて行うことから、新たな対応課題といたしまして、工事期間中のバイパス配水管に必要な減圧弁の検討に時間を要したこと、また、安定給水の確保から、施工時期を水需要の少ない9月から12月とするということから、次年度へ先送りをお願いするものでございます。

4 目受託工事費 70 万円の減額は、先ほど収入で御説明申し上げているとおりであります。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

続きまして、1 款 2 項 1 目支払利息の 150 万円につきましては、確定による減額補正でございます。

2 目消費税及び地方消費税 674 万 1,000 円は、預り消費税の増加によるもので、消費税として納付するものでございます。

○長田工務課長

次に、172 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに収入から御説明を申し上げます。

1 款 2 項 1 目他会計負担金で 115 万 7,000 円の減額補正をお願いするものです。これは、当初予定しておりました防火水槽切りかえ件数の減と、執行残によるものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出で 487 万円の減額補正をお願いするものでございます。

1 項 2 目配水管改進黨業費の委託料で 496 万 7,000 円の減額でございます。当初予算におきまして、末端給水弁の水質を管理する目的といたしまして、水質監視局設計委託料を計上しておりましたが、今後の配水ブロック計画と関連することから、今回、先送りするものでございます。

2 項 1 目企業債償還金 9 万 7,000 円は、確定による増額でございます。

次に 174 ページをお願いいたします。

これは、先ほど 164 ページで御説明申し上げました債務負担行為に関する物件を調書としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○相澤委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料の提出をお願いしました。下水道会計を特別会計に戻す大変忙しい中で、資料を提出いただきましてありがとうございました。

なぜこの資料の提出をお願いしたかといいますと、当初の黒字見込みと非常に黒字見込みが違ってきているのです。当初予算で 5,064 万 9,000 円の黒字見込みが、2 億 6,424 万 9,000 円になったと。5.21 倍です。

それで、ただいまの説明でもある程度あったわけですがけれども、なぜこういう黒字額が 5.21 倍になったのか、総括的な御説明をお願いしたいと思います。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

それではお答え申し上げます。

平成 18 年度当初と 4 号補正の差につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、給水収益におきましては、当初予算と変わりございません。

加入金につきましては 1,711 万 4,000 円を増額されておりますが、これらにつきましては、加入件数がふえたということは運がございました。高崎にあります自衛隊官舎は今まで一括して水道料を取っていたのですが、それぞれ各戸でメーターを見るということで、それらの分の増が主な原因でございました。

次に、受託工事につきましては、当初から見れば工事が減ったことによって減額でございます。

あと、その他営業収益関係についても変わりございません。

営業外収益でございますが、ここで大きく変わったというのが、他会計補助金で 6,364 万 9,000 円増額されておりますが、これは高料金対策ということでいただいた金でございます。

次に、他会計負担金で 400 万円ふえておりますが、これらについては下水道会計の部分の、下水道と水道が一緒になったことによって、共通経費ということでいただいているわけでございますが、職員 1 名分がふえたということで 400 万円ふえております。

それぞれ足しますと、収入におきまして 7,227 万円が結果的にふえたということでございます。大きくふえた要素というのが、先ほど言ったように、加入金と高料金対策の補助金がふえたというような内容でございます。

次に、支出でございますが、原水及び浄水費で 4,289 万 3,000 円ほど減っておりますが、これらにつきましては、職員 1 名が 4 月から育児休暇をとった関係での減額、あと中途退職による減額、あとそのほか、先ほど工務課長の方から説明がありましたように、原水及び浄水費の中で予算の執行減額、あと受水費の値上がり分の金額が余ったということでございます。

次に、配水費でございますが、配水費で 8,283 万 1,000 円減っておりますが、これらについても、先ほどからお話し申し上げているとおりに、マッピング関係と市川配水池の関係を次年度に繰り越しする部分が、減額された大きな要素でございます。

給水費については変わりございません。

受託工事については、先ほど説明したとおりに、収入が減ったことによって支出が減った分でございます。

次に、業務費については、大して変わりございません。

あと、総係費につきましても大して変わりございません。

大きく変わったところは以上でございます。

それで、最終的に差し引きますと、2 億 6,424 万 9,000 円の利益が生じたというふうな内容でございます。簡単でございましたが、以上でございます。

○藤原委員

私、中身についてはまた後段でやりますけれども、当初予算と第 4 号補正でこんなに開きが出てくるということになると、当初予算の数字が信用されなくなるのではないかと思うのです。平成 19 年度予算も、「これ本当かな」となるのです。こんなことを繰り返したのでは。

しかも、皆さん方、私、ずうっと予算段階での予定損益計算書とそれから決算のときの比較損益計算書をずうっと比較してみたのですけれども、予算時の予定損益計算書の後に、さらに費用が大体二、三千万円減らされているのです。決算までに。そうすると、平成 18 年度の黒字額は恐らく 2 億 8,000 万円から 3 億円ぐらいになるだろうと私は推測しているのです。

ですから、こういうことを繰り返していたのでは、当初予算の数字が信用されなくなるのではないかというふうにまず思うのですけれども、その辺についてどういうふうに感じられておるのか、回答を求めます。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今、藤原委員がおっしゃった理由として、あえて我々が架空の費用を計上しているということではないということは、御理解いただきたいと思います。

ただ、この段階で、一応収入関係についてもより精査した部分、あと費用についてもより精査した部分で、例えば平成 18 年度はこういうような事業を行う、何を行うというようなことで上げております。

ただ、その中で、今回も受水料金の値上げ部分出ておるのですが、例えば仙台市の分水料金のように、上がるか上がらないかわからない段階で予算に取っている部分もございます。それが最終的に決算になった段階、決算の内容がもしわかれば、減額補正などもしておろすわけでございますが、そういうような不確定要素の部分が若干あるということで御理解を願いたいと思います。

○藤原委員

歳入においては、他会計補助金、これが一番大きいですね。ですから、必ず来ると見込めないで、予算段階では計上しないということだと思いますが、これはいつもいろいろ言っているんで、きょうはこれは触れません。

支出の方で一番大きいのが配水費ですね。8,283万 1,000円。これは説明がありました。マッピングの委託ということですけども、これは中身をちょっと詳しく説明していただけませんか。マッピングシステム導入委託、当初では4,200万円でしたね。

○長田工務課長

それでは、マッピングについて御説明申し上げます。

今現在、うちの方で管理台帳で持っておりますのは、毎年補修正などをお願いしています管路台帳、あと、給水装置で給水係で持っています給水装置関係の台帳ですが、これらはすべて紙ベースのデータということになっていきますので、なかなかお客さんに対してのサービスとか、あと維持管理の関係で、図面で見ると、なかなか効率が上がらないということで、それを電子化にしたいということで、当初予算で組みました。

そうすることによって、窓口に来たお客様に対して、専用のパソコンで個人名でもいいですし、給水番号、あるいは住所などで、瞬時にその個人の方々の持っている給水台帳が見られると、そういうことでサービスも図れますし、また、管の配水管整備ですか、そういうことで整備するときなども、どこに何年の管が入っているとか、そういった管歴なども瞬時にパソコンで開くことができると。

そういう面で、マッピングシステムを計画したわけでございますが、それに合わせまして、先ほど御説明申し上げたように、うちの係長とか主幹が集まりまして、どういう形でそのマッピングを構築していくか。各係ごとに将来どこまで拡張したらいいかと、そういった検討会を設けてやったところが、必要以上に時間を要しまして、最低履行期間とすれば、9カ月から10カ月ぐらいかかるわけなのですけれども、そういった工期的なものが確保できなかったということで、今回、減額をお願いしたところでございます。

○藤原委員

必要なことはやらなければいけないし、それから、いろいろ事情が出てきて、やる予定だったのが見送りにされると。事情はいろいろあると思います。

そこでお尋ねしたいのですけれども、配水費の8,283万 1,000円のうち、大きいものは、今のマッピングと市川の配水池ということでした。これは一般会計で言うと、臨時的経費か経常的経費かという話があるでしょう。要するに、毎年今からずっと必要な経費なのか、それとも、一たんそれはやっしまえば、次の年からもう要らなくなる費用、そういうのは臨時的経費と呼んでいるでしょう。このマッピングと市川配水池の修繕費というのは、臨時的経費なのか経常的経費なのか。どうですか。

○長田工務課長

大きく分ければ、区別すれば臨時的なものだと思います。

ただ、マッピングにつきましては、多少の補修正、できるものは職員でやっていきたいと。毎日新しく、その給水装置などが入ってきますから、当然その都度、1カ月なり、そのサイクルでやらなければならないものですし、あと、どうしても職員でできないものにつきましては、多少、経費はそんなにかからないと思います。補修正もそれほど、10分の1というところとちょっと大げさですけども、そんなにかからない形で、例えばパソコンに精通して

いるアルバイトを雇って直すとか、そういった経費ぐらいしかかからないと思いますけれども。

○藤原委員

要するに臨時的経費だということですね。平成 18 年度にもしやっていたら、19 年度は要らない費用になるということでしょう。マッピングと市川配水池の修繕費は。そういうことですね。

だから、なぜ平成 19 年度の予算の支出が 19 億円に膨らんでいるかということ、ことしやる予定だったそのマッピングの委託と市川配水池の修繕が、18 年度にできなくて、19 年度に回したということでしょう。つまり臨時的な経費です。

そうすると、この臨時的な経費を除くとどうなるのかと。多賀城市の水道事業の支出の経常的な支出が今どの辺にあるのかということ、結局、17 億円台の前半だということになりませんか。収入は大体予算では 19 億円の最初のころの 19 億円台の初めの費用を予算では計上して、それで年度途中で高料金対策が来て、まあ大体 20 億円になると。

支出については、平成 18 年度の当初予算はたまたまその臨時的な経費が 8,000 万円あって、18 億 6,800 万円計上したのだけれども、臨時的な支出を除くと、結局、第 4 号補正で今出している 17 億 2,600 万円ぐらいのところで落ち着く数字なのだと。しかも、決算までに、例年だとさらに費用が二、三千万円減って、その黒字額がさらに拡大するということになっているのです。

そうすると、経常的な支出の関係でいうと、17 億円台の最初だと、多賀城市の水道の支出の経常的なベースは、そういうふうに私は理解しているのですけれどもどうですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

平成 19 年度につきましては、今のとおりでございますが、20 年度以降につきましても、今現在、減価償却費で第 4 条の補てん財源に使用しているわけでございますが、元金の償還が減価償却費よりも上回ってまいります。そちらの方に補てんする部分と……（「いや、質問に教えてください。17 億円台の前半ということになるでしょう」との声あり）そのとおりでございます。

○藤原委員

そのとおりなのです。ですから、私、平成 12 年の 12 月議会に料金上げましたね。私、その第 3 条の決算、支出がどういうふうになっているのかと、ずうっと調べました。

平成 12 年度の決算では、支出合計が 17 億 5,195 万円です。平成 13 年度の決算 17 億 7,601 万 9,000 円です。平成 14 年、17 億 5,487 万 9,000 円、そして 15 年度、17 億 1,267 万 2,000 円、そして 16 年度が 17 億 2,166 万 8,000 円、そして 17 年度が、ここに書いてありますけれども、17 億 753 万 6,000 円、そして 18 年度は第 4 号補正で 17 億 2,671 万 7,000 円と、決算になるとさらにこれから二、三千万円減ると、こういうことになっておりました。

そうすると、大体高料金対策補助金が来なくても、2 億 4,000 万円ぐらいの利益を生むような体質になっているのです。今、高料金対策が来ると 3 億円の黒字になるというふうになっているのです。金はたまる一方ですよ、このままでしたら、下げなくていいのですか。

そこで、先ほどの中村次長の答弁になるのですけれども、何回も何回もその説明は聞いています。であれば、ちょっと資料を出していただけませんか。今後水道の元金償還がどう

いうふうに変化をしていくのか。下水道もずうっと出しているのですから、水道も出していただけませんか。

それから、元金と利子というのは一体のもので、元金をどんどん返すと、利子はもっと安くなるはずなのです。大体平成 12 年度ごろの利子と、今のを比べると差がどのくらい出るのか、出ていますか、利子の差が。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今、平成 12 年度の資料はちょっと持ってありませんので、申しわけありません。

○藤原委員

1 億円以上の利子が減っているのです。元金をどんどん返せば、利子が減るに決まっているのです。ですから、元金の方だけ話をして、利子を減らす話は全然していません。これは全くおかしい話なのです。

ですから、次長の方から、元金がどんどんふえて、減価償却で賄えないのだという話がされているので、ちょっとその第 3 条の減価償却が今後どういう推移になるのか、それから、利子がどういふふうに変化するのか、それから、元金償還がどういふふうに変化していくのか、ちょっとこれは資料の提出をお願いしたいのですけれども。

○鈴木上下水道部長

今の元金と利子の推移ということですが、これは、平成 18 年度の借入れをしたという前提で、今後のいわゆる支払い、元金と利子と。それはあらかし方についてはグラフでいいですか。それとも数字ということになりますか。

○藤原委員

下水道のときは数字とグラフ両方出ていましたね。

それで、私、何もこの委員会の最中に出してくれと言いませんから。予算委員会の水道の質疑のときまでに出していただければ。この中に出してとは言いませんから。特別会計に戻るので忙しいと思いますから。

○鈴木上下水道部長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、そのつくり方については、追って私の方の考え方と、多分、求めている考え方に差があると困りますので、後でちょっと調整させていただきたいと思います。

○藤原委員

それから、もう一つ、市川配水池の修繕費が、なぜ第 3 条の修繕費になってしまうのか、私よくわからないのですけれども。その第 3 条の修繕費でやるのか、第 4 条の方でやるのかというのは、多分その投資効果が長期にわたる場合は、私は第 4 条の方でやって、そして毎年その減価償却でそれを返していくという考え方になると思うのです。修繕費がそれほど長くない、修繕してもその修繕した効果がそれほど長くないという場合に、私は第 3 条の修繕費の方で予算計上するものだというふうに理解していたのです。

市川の配水池の耐震工事ということになると、私は、その投資効果が数十年、何十年かわかりませんが、やはり相当長い期間その効果を発するということになりそうですね。

私はどうも第3条の修繕費で市川配水池をやるのは、何と申しますかちょっと疑問なのですけれども、その辺の考え方をちょっと説明していただけますか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今の藤原委員のおっしゃったとおりだと思うのですが、延命効果なのか、それとも、あれはつくってから、昭和49年と50年に建てたものなのです。それで、確かに耐震化というふうな名前は使っておりますけれども、要するに一時的な修理というような見方で、第3条に計上させていただきました。（「本体自体が余り持たないと」の声あり）はい。

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第27号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○相澤委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時といたします。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

- 議案第28号 平成18年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第4号）

○相澤委員長

次に、議案第28号 平成18年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○相澤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

では、資料 2 の 175 ページをお開き願いたいと思います。

平成 18 年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

初めに、収入でございます。

1 款公共下水道事業収益 4,944 万円を増額し、25 億 3,030 万円とするものでございます。

次に、2 項営業外収益 4,944 万円を増額し、3 億 249 万 7,000 円とするもので、雑収益の増額でございます。

次に、支出でございます。

1 款公共下水道事業費用 753 万 4,000 円を減額し、25 億 1,879 万 7,000 円とするものです。

1 項営業費用 459 万 7,000 円を増額し、16 億 5,694 万 3,000 円とするもので、増額の主なものは事務負担金です。

2 項営業外費用 1,213 万 1,000 円を減額し、8 億 6,047 万円とするもので、減額の主なものは企業債利息の減額です。

次に、176 ページをお開きください。

第 3 条は、資本的収入及び支出でございます。

予算第 4 条中に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

初めに、予算第 4 条本文括弧書中、9 億 9,728 万円を 298 万 4,000 円減額し、9 億 9,429 万 6,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,465 万 9,000 円を、1,218 万 7,000 円減額し 1,247 万 2,000 円に、当年度損益勘定留保資金 9 億 7,262 万 1,000 円を 920 万 3,000 円増額し、9 億 8,182 万 4,000 円に改めるものでございます。

1 款公共下水道事業資本的収入 4,084 万 1,000 円を増額し、11 億 2,588 万 5,000 円とするものでございます。

1 項企業債 90 万円増額し、6 億 650 万円とするもので、仙塩流域下水道建設負担金の確定により、借入額が増額となったことによるものでございます。

3 項分担金及び負担金 3,994 万 1,000 円増額し、1 億 3,645 万 5,000 円とするもので、受益者負担金及び宮城県からの工事負担金が増額となったことによるものでございます。

次に、支出でございます。

1 款公共下水道事業資本的支出 3,785 万 7,000 円を増額し、21 億 2,018 万 1,000 円とするものでございます。

1 項建設改良費 3,785 万 7,000 円増額し、7 億 9,998 万 2,000 円とするもので、単独事業の請負工事費が増額となったことによるものでございます。

第 4 条は、債務負担行為でございます。

初めに、単価契約に係る各種業務委託等ですが、単価契約を行うため、予算第 7 条中に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、さきに水道事業会計で御説明した内容と同様でございます。

次に、177 ページをお開き願いたいと思います。

第 5 条は、企業債の変更でございます。予算第 8 条中に定めた仙塩流域下水道事業限度額を 90 万円増額し、1,530 万円に改めるものでございます。

なお、限度額、起債の方法及び償還の方法は、補正前と同じであります。

次に、182 ページをお開き願いたいと思います。

収入について御説明申し上げます。

1 款 2 項 2 目土地使用料であります。42 万 8,000 円の減額です。これは土地の貸付収入が確定したことに伴うものでございます。

次に、4 目その他雑収益であります。4,986 万 8,000 円の増額です。これは仙塩流域下水道維持管理負担金剰余金返還金でございます。

次に、支出であります。1 款 1 項 7 目総係費の負担金であります。459 万 7,000 円の増額であります。これは水道庁舎使用事務管理負担金 400 万円、総務管理経費負担金 59 万 7,000 円でございます。

次に、1 款 2 項 1 目企業債利息であります。1,213 万 1,000 円の減額であります。これは企業債の借り入れ利率が当初見込んでいた率より低率だったことによるものでございます。

次に、184 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入の 1 款 1 項 1 目企業債であります。90 万円の増額であります。これは仙塩流域下水道建設負担金の借入額が増となったことによるものでございます。

次に、1 款 3 項 1 目分担金及び負担金で 3,994 万 1,000 円の増額です。これは受益者負担金の一括納入に伴い 90 万 6,000 円の増額、また、単独事業の変更増額に伴う受託工事負担金 3,903 万 5,000 円を宮城県から受け入れたものでございます。

次に、支出、1 款 1 項 1 目公共下水道事業の請負工事費で 3,700 万円の増額であります。これは単独事業で旭ヶ岡雨水幹線移設工事において、水道管移設工事が発生したことに伴うものです。

次に、2 目流域下水道事業費であります。85 万 7,000 円の増額です。これは仙塩流域下水道建設負担金の確定に伴うものでございます。

次に、186 ページをお開き願いたいと思います。

これは先ほど 176 ページで御説明申し上げましたとおり、債務負担行為に関する物件を調書としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○相澤委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 28 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○相澤委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 23 号から議案第 28 号までの平成 18 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時10分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 相澤 耀司